

資料

令和2年6月18日開催

第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第1号	美瑛町税条例等の一部改正について	-----	1～47
議案第2号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	48～54
議案第3号	美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	-----	55～56
議案第4号	美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	-----	57～67
議案第5号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	68～70
議案第6号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について	-----	71～73
議案第7号	美瑛町へき地保育所条例の一部改正について	-----	74～75
議案第8号	美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部改正について	-----	76～77

美瑛町税条例等の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）町民税

①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の改正

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平感」を同時に解消するための税制上の措置が講じられたことに伴い規定の整備を行うもの。

（第24条第1項第2号、第34条の2の改正規定（第1条））

令和3年1月1日施行

（令和元年改正条例第9号の改正規定（第5条））

令和2年4月1日適用

②法人の均等割税率の改正

法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする（連結納税廃止）ことに伴う規定の整理がされたことに伴い規定の整備を行うもの。

（第31条の改正規定（第4条））

令和4年4月1日施行

③個人町民税に係る給与所得者等の扶養親族申告書の提出義務の改正

年末調整の適用を受ける納税義務者が町民税の申告書を提出する場合において、記載事項の一部を簡素化されたことに伴う規定の整備を行うもの。

ア 個人町民税に係る給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とされたことに伴う規定の整備を行うもの。

イ 個人町民税に係る公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とされたことに伴う規定の整備を行うもの。

(第36条の3の2、第36条の3の3の改正規定(第1条))

令和2年4月1日適用

④法人町民税の申告納付の改正

ア 通算法人について課税標準を法人税額とする(個別帰属法人税額の廃止)ことに伴う規定の削除に伴い規定の整備を行うもの。

イ 法人税において通算法人ごとの申告を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の整備を行うもの。

(第48条の改正規定(第1条))

令和2年4月1日適用

(第48条の改正規定(第4条))

令和4年4月1日施行

⑤肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例の延長

中央卸市場等一定の市場を通じて肉用牛を売却された場合において事業税所得に係る課税の特例措置が3年延長されたため規定の整備を行うもの。

(附則第8条の改正規定(第1条))

令和2年4月1日適用

⑥優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税特例の延長

個人が一定の優良住宅地等の造成等のため、所有期間5年を超える土地等を国又は市町村に譲渡した場合における所得割の特例措置について適用期間を昭和63年度から令和2年度を昭和63年度から令和5年度に改正されたため規定の整備を行うもの。

(附則第17条の2の改正規定(第1条))

令和2年4月1日適用

⑦新型コロナウイルス感染症特例法に規定する徴収猶予の特例の創設

新型コロナウイルス感染症等により相当な収入の減少があり納付が困難と認められる者の猶予を拡張することで、納税者の負担軽減を図る規定の整備を行うもの。

(附則第 2 3 条の改正規定 (第 2 条))

公布日施行

⑧新型コロナウイルス感染症特例法に規定する税額控除の特例の創設

ア 新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事のうち中止若しくは延期等した主催者に対し、入場料金、参加料などの払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした金額を寄付金控除の対象とする規定の整備を行うもの。

イ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合、住宅借入金等の控除の適用期間を 1 年延長する規定の整備を行うもの。

(附則第 2 4 条、附則第 2 5 条の改正規定 (第 3 条))

令和 3 年 1 月 1 日施行

(2) 固定資産税

①固定資産税の納税義務者等に現所有者の申告規定の創設

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や公平性の確保から、現に所有している者(相続人等)の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大に伴う規定の整備を行うもの。

(第 5 4 条第 5 項、第 7 4 条の 3 の改正規定 (第 1 条))

令和 2 年 4 月 1 日適用

②中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する規定の整備を行うもの。

(附則第 1 0 条の改正規定 (第 3 条))

令和3年1月1日施行

③生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えたことに伴う規定の整備を行うもの。

(附則第10条の2の改正規定(第2条))

公布日施行

(3) たばこ税

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しによる改正

国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ(1本当たりの重量が1グラム未満)1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする整備がされたことに伴う規定の整備を行うもの。

(第94条の改正規定(第1条))

令和2年10月1日施行

(第96条の改正規定(第1条))

令和2年4月1日適用

(第94条の改正規定(第4条))

令和3年10月1日施行

(4) 軽自動車税

軽自動車税の環境性能割の非課税期間の改正

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、軽自動車税の環境性能割の非課税の期間を令和2年9月30日から6ヶ月延長し、令和3年3月31日に変更する規定の整備を行うもの。

(第15条の2の改正規定(第2条))

公布日施行

(5) その他地方税法の改正等に伴う条文整備

(第36条の2、第48条2項、第54条第2項・4項・第6～第8項、第61条、第61条の2、第75条、第98条、第131条、附則第

10条、附則第10条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条の改正規定（第1条）

令和2年4月1日適用

（附則第10条、附則第10条の2の改正規定（第3条））

公布日施行

（附則第17条の改正規定（第1条））

令和2年10月1日施行

（附則第3条の2、附則第4条の改正規定（第1条）及び第10条の改正規定（第2条））

令和3年1月1日施行

（第19条、第20条、第23条、第48条、第50条、第52条、附則第3条の2の改正規定（第4条））

令和4年4月1日施行

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>第 1 条～第 2 3 条 【略】 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 4 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 5 3 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りではない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が 1 3 5 万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 5 条～第 3 4 条 【略】 （所得控除）</p> <p>第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第 3 4 条の 3～第 3 6 条 【略】 （町民税の申告）</p> <p>第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日ま</p>	<p>第 1 条～第 2 3 条 【略】 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 4 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 5 3 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りではない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 1 3 5 万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 5 条～第 3 4 条 【略】 （所得控除）</p> <p>第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 2 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 1 2 項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第 3 4 条の 3～第 3 6 条 【略】 （町民税の申告）</p> <p>第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日ま</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>でに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3 1 3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 3 4 条の 7 第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 2 4 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 【略】 法第 3 6 条の 3 【略】</p>	<p>でに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3 1 3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 3 4 条の 7 第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 2 4 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 【略】 法第 3 6 条の 3 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第 3 6 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p>	<p>（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第 3 6 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p> <p>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、そ</p>
<p>（3） <u>その他施行規則で定める事項</u> 2～5 【略】</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第 3 6 条の 3 の 3 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者</p> <p>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ</p>	<p><u>の旨</u> （4） <u>その他施行規則で定める事項</u> 2～5 【略】</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第 3 6 条の 3 の 3 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者</p> <p>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p>	<p>ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p> <p>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p>
<p>(3) その他施行規則で定める事項 2～5 【略】</p> <p>第 3 6 条の 4～第 4 7 条の 6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第 4 8 条 【略】</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～9 【略】</p> <p>第 4 9 条～第 5 3 条の 1 2 【略】 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第 5 4 条 【略】</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法</p>	<p>(4) その他施行規則で定める事項 2～5 【略】</p> <p>第 3 6 条の 4～第 4 7 条の 6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第 4 8 条 【略】</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～9 【略】</p> <p>第 4 9 条～第 5 3 条の 1 2 【略】 (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第 5 4 条 【略】</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 3 4 8 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には _____、その使用者を所有者とみなして、_____固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>5 法第 3 4 3 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 4 9 号）第 4 6 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 4 5 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下こ</p>	<p>第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている 者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 3 4 8 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する _____。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>5 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 4 9 号）第 4 6 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 4 5 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下こ</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>の項において同じ。)又は土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより <u>仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地</u> (以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 1 0 0 条の 2 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 4 6 条第 1 項において適用する場合を含む。)の規定により <u>管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの</u> (以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には <u>、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分</u>の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 2 3 条第 1 項の規定により <u>使用する埋立地若しくは干拓地</u> (以下この項において「埋立地等」という。)又は国は埋立て若しくは干拓により <u>造成する埋立地等</u> (同法第 4 2 条第 2 項の規定による竣功通知前</p>	<p>の項において同じ。)又は土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて <u>仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地</u> (以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 1 0 0 条の 2 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 4 6 条第 1 項において適用する場合を含む。)の規定によつて <u>管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの</u> (以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている <u>者</u>をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 2 3 条第 1 項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地 (以下この項において「埋立地等」という。)又は国は埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等 (同法第 4 2 条第 2 項の規定による竣功通知前</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>の埋立地等に限る。以下この項において同じ。) で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第 2 3 条第 1 項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなし、都道府県が同条第 1 項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定により国又は都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第 4 9 条の 3 に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 1 0 条の 2 の 1 5 で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業のように供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>の埋立地等に限る。以下この項において同じ。) で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第 2 3 条第 1 項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなし、都道府県が同条第 1 項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定により国又は都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第 4 9 条の 2 に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなす</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 1 0 条の 2 の 1 2 で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業のように供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>第 5 5 条～第 6 0 条 【略】 （固定資産税の課税標準）</p> <p>第 6 1 条 【略】</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 住宅用地（法第 3 4 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 7 4 条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>1 0 小規模住宅用地（法第 3 4 9 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。</p> <p>（法第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項等の条例で定める割合）</p> <p>第 6 1 条の 2 法第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>2 法第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>3 法第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>第 6 2 条～第 7 4 条の 2 【略】 （現所有者の申告）</p> <p>第 7 4 条の 3 現所有者（法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者である</p>	<p>第 5 5 条～第 6 0 条 【略】 （固定資産税の課税標準）</p> <p>第 6 1 条 【略】</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 住宅用地（法第 3 4 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 7 4 条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>1 0 小規模住宅用地（法第 3 4 9 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。</p> <p>（法第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項等の条例で定める割合）</p> <p>第 6 1 条の 2 法第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>2 法第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>3 法第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>第 6 2 条～第 7 4 条の 2 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p><u>ことを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第 7 5 条 固定資産の所有者（法第 3 8 6 条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第 7 4 条若しくは法第 3 8 3 条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には_____、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第 7 6 条～第 9 3 条の 2 【略】</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第 9 4 条 【略】</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 0. 7 グラム未満の葉巻たばこの本</p>	<p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第 7 5 条 固定資産の所有者（法第 3 8 6 条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第 7 4 条又は_____法第 3 8 3 条の規定によって_____申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第 7 6 条～第 9 3 条の 2 【略】</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第 9 4 条</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0. 7 本に換算するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">【略】</div> <p>3 【略】</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書きに規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 9 2 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 【略】</p> <p>第 9 5 条 【略】 （たばこ税の課税免除）</p> <p>第 9 6 条 【略】</p> <p>2 前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 9 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 1 6 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">【略】</div> <p>3 【略】</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこ _____ の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 9 2 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 【略】</p> <p>第 9 5 条 【略】 （たばこ税の課税免除）</p> <p>第 9 6 条 【略】</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>3 第 1 項（法第 4 6 9 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第 1 6 条の 2 の 3 第 2 項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p> <p>4 第 1 項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第 9 2 条の 2 の規定を適用する。</p> <p>第 9 7 条 【略】 （たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第 9 8 条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 9 6 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 3 4 号の 2 様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第 9 6 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければ</u></p>	<p>2 前項 _____の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第 1 6 条の 2 の 3 _____に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p> <p>3 第 1 項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第 9 2 条の 2 の規定を適用する。</p> <p>第 9 7 条 【略】 （たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第 9 8 条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 9 6 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 3 4 号の 2 様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第 9 6 条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければ</u></p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>ならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第 9 9 条～第 1 3 0 条 【略】 （特別土地保有税の納税義務者等）</p> <p>第 1 3 1 条 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 <u>第 5 4 条第 7 項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。 この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 1 3 1 条第 1 項の土地の所有者又は取得者」と、「同条同項」とあるのは「同法第 2 3 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>第 1 3 2 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 【略】 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第 3 条の 2 当分の間、第 1 9 条、第 4 3 条第 2 項、第 4 8 条第 5 項、第 5 0 条第 2 項、第 5 3 条の 1 2 第 2 項、第 7 2 条第 2 項、第 9 8 条第 5 項、第 1 0 1 条第 2 項、第 1 3 9 条第 2 項（第 1 4 0 条の 7 において準用する場合を含む。）及び第 1 4 0 条第 2 項（第 1 4 0 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年</p>	<p>ならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第 9 9 条～第 1 3 0 条 【略】 （特別土地保有税の納税義務者等）</p> <p>第 1 3 1 条 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 <u>第 5 4 条第 6 項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。 この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 1 3 1 条第 1 項の土地の所有者又は取得者」と、「同条同項」とあるのは「同法第 2 3 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>第 1 3 2 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 【略】 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第 3 条の 2 当分の間、第 1 9 条、第 4 3 条第 2 項、第 4 8 条第 5 項、第 5 0 条第 2 項、第 5 3 条の 1 2 第 2 項、第 7 2 条第 2 項、第 9 8 条第 5 項、第 1 0 1 条第 2 項、第 1 3 9 条第 2 項（第 1 4 0 条の 7 において準用する場合を含む。）及び第 1 4 0 条第 2 項（第 1 4 0 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合 _____ に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合。）とする。</p> <p>2 当分の間、第 5 2 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0. 5 パーセントの割合を加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年 _____ における当該加算した割合とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 5 2 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 7 5 条の 2 第 1 項（同法第 1 4 4 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定に</p>	<p>7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が _____ 年 7. 3 パーセントの割合。）とする。</p> <p>2 当分の間、第 5 2 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中 _____ においては、当該特例基準割合適用年 _____ における特例基準割合と _____ する。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 5 2 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 7 5 条の 2 第 1 項（同法第 1 4 4 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定に</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>より延長された法第321の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第4条の2～第7条の4 【略】</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された法第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理</p>	<p>より延長された法第321の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第4条の2～第7条の4 【略】</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された法第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>第9条～第9条の2 【略】 (読替規定)</p>	<p>第9条～第9条の2 【略】 (読替規定)</p>
<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2までとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2までとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p>	<p>4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p>
<p>5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>5 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
9 法附則第 1 5 条第 2 8 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	9 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
1 0 法附則第 1 5 条第 2 8 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	1 0 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
1 1 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	1 1 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
1 2 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	1 2 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
1 3 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	1 3 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
1 4 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	1 4 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
1 5 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	1 5 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
1 6 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	1 6 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
1 7 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	1 7 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
1 8 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	1 8 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
1 9 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	1 9 法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。
2 0 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	2 0 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
2 1 法附則第 1 5 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	2 1 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
2 2 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	2 2 法附則第 1 5 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
2 3 法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	2 3 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。
2 4 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）第 3 8 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する機械装置等を含む。）とする。	
2 5 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	
2 6 法附則第 1 5 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	
第 1 0 条の 3～第 1 1 条の 2 【略】	第 1 0 条の 3～第 1 1 条の 2 【略】
（宅地等に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第 1 2 条 宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第	第 1 2 条 宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>3 4 9 条の 3 又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>
<p>第 1 2 条の 2～第 1 2 条の 3 【略】 （農地に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>第 1 2 条の 2～第 1 2 条の 3 【略】 （農地に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第 1 3 条 農地に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固</p>	<p>第 1 3 条 農地に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率に乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率に乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>【略】</p>	<p>【略】</p>
<p>第 1 3 条の 2～第 1 4 条の 2 【略】</p>	<p>第 1 3 条の 2～第 1 4 条の 2 【略】</p>
<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p>	
<p>第 1 5 条 附則第 1 2 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 1 1 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 3 4 9 条の 3、第 3 4 9 条の 3 の 2 又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 1 3 7 条第 1 号及び第 1 4 0 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第 1 2 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>第 1 5 条 附則第 1 2 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 1 1 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 3 4 9 条の 3、第 3 4 9 条の 3 の 2 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 1 3 7 条第 1 号及び第 1 4 0 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第 1 2 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2～5 【略】</p>	<p>2～5 【略】</p>
<p>第 1 5 条の 2～第 1 6 条 4 【略】 （長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）</p>	<p>第 1 5 条の 2～第 1 6 条 4 【略】 （長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>第 1 7 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 3 3 条及び第 3 4 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、<u>第 3 5 条の 3 第 1 項</u>又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 3 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の 1 0 0 分の 3 に規定する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第 1 7 条の 2 昭和 6 3 年度から<u>令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同</p>	<p>第 1 7 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 3 3 条及び第 3 4 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項_____又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 3 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の 1 0 0 分の 3 に規定する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第 1 7 条の 2 昭和 6 3 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和 6 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別土地法第 3 3 条から第 3 3 条の 4 まで、第 3 4 条から第 3 5 条の 3 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5、第 3 7 条、第 3 7 条の 4 から第 3 7 条の 6 まで、第 3 7 条の 8 又は第 3 7 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 1 7 条の 3 ～ 第 2 2 条 【略】</p>	<p>じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和 6 3 年度から令和 2 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別土地法第 3 3 条から第 3 3 条の 4 まで、第 3 4 条から第 3 5 条の 2 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5、第 3 7 条、第 3 7 条の 4 から第 3 7 条の 6 まで、第 3 7 条の 8 又は第 3 7 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 1 7 条の 3 ～ 第 2 2 条 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 2 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>附 則 第 1 条～第 9 条の 2 【略】 （読替規定） 第 1 0 条 法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで、<u>第 6 1 条又は第 6 2 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 6 1 条第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで、第 6 1 条若しくは 6 2 条」とする。</u> （法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 1 0 条の 2 【略】 2 ～ 2 3 【略】 2 4 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）第 3 8 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第 2 7 項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する機械装置等を含む。）零とする。 2 5 ～ 2 6 【略】 2 7 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物を含む。）とする。 第 1 0 条の 3 ～ 第 1 5 条 【略】</p>	<p>附 則 第 1 条～第 9 条の 2 【略】 （読替規定） 第 1 0 条 法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 6 1 条第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで_____」とする。 （法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 1 0 条の 2 【略】 2 ～ 2 3 【略】 2 4 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）第 3 8 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する機械装置等を含む。）零とする。 2 5 ～ 2 6 【略】 第 1 0 条の 3 ～ 第 1 5 条 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 2 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 1 5 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間（附則第 1 5 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 8 0 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第 1 5 条の 2 の 2 ～ 第 2 2 条 【略】</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）</u></p> <p>第 2 3 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 1 5 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までの間（附則第 1 5 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 8 0 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第 1 5 条の 2 の 2 ～ 第 2 2 条 【略】</p>

第3条による改正

新	旧
<p>附 則 第1条～第9条の2 【略】 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 【略】 2～26 【略】</p> <p>27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物を含む。)とする。</p> <p>第10条の3～第23条 【略】 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第24条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指</u></p>	<p>附 則 第1条～第9条の2 【略】 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 【略】 2～26 【略】</p> <p>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物を含む。)とする。</p> <p>第10条の3～第23条 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

第3条による改正

新	旧
<p><u>定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> <u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	

第 4 条による改正

新	旧
<p>第 1 条～第 1 8 条 【略】</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 1 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 4 0 条、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 若しくは第 4 6 条の 5 (第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 7 条の 4 第 1 項 (第 4 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 8 条第 1 項 (法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項の申告書に係る部分を除く。)、第 5 3 条の 7、第 6 7 条、第 8 1 条の 6 第 1 項、第 8 3 第 2 項、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 0 5 条、第 1 3 9 条第 1 項又は第 1 4 5 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には _____、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7 . 3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) 法第 6 0 1 条第 3 項若しくは第 4 項 (これらの規定を法第 6 0 2 条第 2 項及び第 6 0 3 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 6 0 3 条第 3 項又は第 6 0 3 条の 2 第 5 項の規定により 徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過するまでの期間</p>	<p>第 1 条～第 1 8 条 【略】</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 1 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 4 0 条、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 若しくは第 4 6 条の 5 (第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 7 条の 4 第 1 項 (第 4 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 4 8 条第 1 項 (法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書に係る部分を除く。)、第 5 3 条の 7、第 6 7 条、第 8 1 条の 6 第 1 項、第 8 3 第 2 項、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 0 5 条、第 1 3 9 条第 1 項又は第 1 4 5 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には _____、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7 . 3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) 法第 6 0 1 条第 3 項若しくは第 4 項 (これらの規定を法第 6 0 2 条第 2 項及び第 6 0 3 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 6 0 3 条第 3 項又は第 6 0 3 条の 2 第 5 項の規定によって 徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過するまでの期間</p>

第 4 条による改正

新	旧
<p>(5) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項 _____ の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日</p> <p>(6) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日</p> <p>（年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第 2 0 条 前条、第 4 3 条第 2 項、第 4 8 条第 5 項、第 5 0 条第 2 項、第 5 2 条第 1 項 _____、第 5 3 条の 1 2 第 2 項、第 7 2 条第 2 項、第 9 8 条第 5 項、第 1 0 1 条第 2 項、第 1 3 9 条第 2 項及び 第 1 4 0 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。</p> <p>第 2 1 条～第 2 2 条 【略】</p> <p>（町民税の納税義務者等）</p> <p>第 2 3 条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 4 7 条に規定する収益事業（以下この項及び第 3 1 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号 _____ において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第 4 8 条第 9 項から第 1 6 項まで を除く。）の規定中法人の</p>	<p>(5) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日</p> <p>(6) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日</p> <p>（年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第 2 0 条 前条、第 4 3 条第 2 項、第 4 8 条第 5 項、第 5 0 条第 2 項、第 5 2 条第 1 項及び第 4 項、第 5 3 条の 1 2 第 2 項、第 7 2 条第 2 項、第 9 8 条第 5 項、第 1 0 1 条第 2 項、第 1 3 9 条第 2 項並びに第 1 4 0 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。</p> <p>第 2 1 条～第 2 2 条 【略】</p> <p>（町民税の納税義務者等）</p> <p>第 2 3 条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 4 7 条に規定する収益事業 _____ を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 3 1 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第 4 8 条第 1 0 項から第 1 2 項までを除く。）の規定中法人の</p>

第4条による改正

新		旧	
<p>町民税に関する規定を適用する。 第24条～第30条 【略】 (均等割の税率) 第31条 【略】 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>		<p>町民税に関する規定を適用する。 第24条～第30条 【略】 (均等割の税率) 第31条 【略】 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	
法人の区分	税率	法人の区分	税率
<p>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 【略】 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従者数の合</p>	<p>年額60,000円</p>	<p>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 【略】 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従者数の合</p>	<p>年額60,000円</p>

第 4 条による改正

新	旧
計数」という。)が50人以下のもの	計数」という。)が50人以下のもの
(2)～(9) 【略】	(2)～(9) 【略】
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準額の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</p> <p style="text-align: center;">の期間中において</p> <p>事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 【略】</p> <p>第32条～第47条の6 【略】</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準額の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号の期間中において</u>事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 【略】</p> <p>第32条～第47条の6 【略】</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措</p>

第 4 条による改正

新	旧
<p>置法第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項 の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 3 6 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第 6 6 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 3 7 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国法人税等を課された場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 3 8 項及び令第 4 8 条の 1 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項に規定する申告書（同条第 3 3 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 1 4. 6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 3 5 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 2 2 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>置法第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第 6 6 条の 9 の 3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国法人税等を課された場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 6 項及び令第 4 8 条の 1 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項に規定する申告書（同条第 2 1 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 1 4. 6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 2 3 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 2 2 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>

第 4 条による改正

新	旧
<p>6 前項の場合において、法人が法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項 _____ に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 3 4 項に規定する申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第 5 項の場合において、法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項 _____ に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 2 2 項に規定する申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第 5 項の場合において、法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は</p>

第 4 条による改正

新	旧
<p>令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日 (当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。) である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。) によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日) の翌日から起算して 1 年を経過する日) の翌日から当該修正申告書を提出した日 (法第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間</p> <p>8 【略】</p>	<p>令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日 (当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。) である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。) によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日) の翌日から起算して 1 年を経過する日) の翌日から当該修正申告書を提出した日 (法第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間</p> <p>8 【略】</p> <p>9 法人税法第 8 1 条の 2 2 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係 (同法第 2 条第 1 2 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 5 0 条第 3 項及び第 5 2 条第 4 項において同じ。) がある連結子法人 (同法第 2 条第 1 2 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 5 0 条第 3 項及び第 5 2 条第 4 項において同じ。) (連結申告法人 (同法第 2 条第 1 6 号に規定する連結申告法人をいう。第 5 2 条第 4 項において同じ。) に限る。) については、同法第 8 1 条の 2 4 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下</p>

第 4 条による改正

新	旧
	<p><u>この項及び第 5 2 条第 4 項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る、第 5 2 条第 4 項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 1 8 条の 2 の規定を適用することができる。</u></p>
<p><u>9 法第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 5 2 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 1 1 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 1 1 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</u></u></p>	<p><u>1 0 法第 3 2 1 条の 8 第 4 2 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 4 2 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 1 2 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 1 2 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</u></u></p>
<p><u>1 0 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p>	<p><u>1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p>
<p><u>1 1 第 9 項 の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 7 6 2 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</u></p>	<p><u>1 2 第 1 0 項 の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 7 6 2 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</u></p>
<p><u>1 2 第 9 項 の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しない</u></p>	<p><u>1 3 第 1 0 項 の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しない</u></p>

第 4 条による改正

新	旧
<p>で納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、第 3 項の規定は適用しない。法人税法第 7 5 条の 5 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 9 項 の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第 9 項 の申告についても、同様とする。</p> <p>1 3 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 1 5 日前までに、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>1 4 第 1 2 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 9 項 の申告につき第 1 2 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。</p> <p>1 5 第 1 2 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 2 項前段の期間内に行う第 9 項 の申告については、第 1 2 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>で納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、第 3 項の規定は適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第 1 0 項の申告についても、同様とする。</p> <p>1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 1 5 日前までに、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>1 5 第 1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 0 項の申告につき第 1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。</p> <p>1 6 第 1 3 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 3 項前段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>

第 4 条による改正

新	旧
<p><u>1 6 第 1 2 項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第 1 4 項</u>の届出書の提出又は法人税法第 7 5 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項</p> <p>の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第 1 2 項後段</u>の期間内に行う<u>第 9 項</u>の申告については、<u>第 1 2 項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>第 4 9 条 削除 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第 5 0 条 【略】</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項の納期限 (同条第 3 5 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項に規定する申告書を提出した日 (当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限) の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐欺その</p>	<p><u>1 7 第 1 3 項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第 1 5 項</u>の届出書の提出又は法人税法第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項 (同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第 1 3 項後段</u>の期間内に行う<u>第 1 0 項</u>の申告については、<u>第 1 3 項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>第 4 9 条 削除 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第 5 0 条 【略】</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の納期限 (同条第 2 3 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項に規定する申告書を提出した日 (当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限) の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐欺その</p>

第 4 条による改正

新	旧
<p>他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る町民税について法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項 _____ に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき</p>	<p>他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと <u>（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）</u>による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る町民税について法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 1 9 項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき</p>

第 4 条による改正

新	旧
<p>町民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) ~ (2) 【略】 第 5 1 条 【略】 (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第 5 2 条 【略】 2 ~ 3 【略】</p>	<p>町民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) ~ (2) 【略】 第 5 1 条 【略】 (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第 5 2 条 【略】 2 ~ 3 【略】 4 法人税法第 8 1 条の 2 2 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第 2 条第 1 8 号の 4 に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準額の算定期間の末日の翌日以降 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7. 3 パーセント割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 5 第 4 8 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。 この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第</p>

第 4 条による改正

新	旧
	<p>4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 5 2 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以降 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 5 2 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第 5 0 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 5 2 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 5 3 条～第 9 3 条の 2 【略】</p>	<p>第 5 3 条～第 9 3 条の 2 【略】</p>
<p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p>
<p>第 9 4 条 【略】</p>	<p>第 9 4 条 【略】</p>
<p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 1 グラム 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本 に換算するものとする。</p>	<p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 0. 7 グラム 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0. 7 本に換算するものとする。</p>

第 4 条による改正

新	旧
<div data-bbox="208 336 1086 438" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div> <p>3～10 【略】 第95条～第151条 【略】 附 則 第1条～第3条 【略】 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 【略】 2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年 7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基 準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特 例基準割合とする。 第4条～第25条 【略】</p>	<div data-bbox="1167 336 2045 438" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div> <p>3～10 【略】 第95条～第151条 【略】 附 則 第1条～第3条 【略】 (延滞金の割合の特例) 第3条の2 【略】 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年 7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基 準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特 例基準割合とする。 第4条～第25条 【略】</p>

第 5 条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第 9 号）の一部改正）

新	旧
<p>第 1 条～第 2 3 条 【略】 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 4 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 5 3 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____（これらの者の前年の合計所得金額が 1 3 5 万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 5 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第 1 条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) 削除</p>	<p>第 1 条～第 2 3 条 【略】 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 4 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 5 3 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が 1 3 5 万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 5 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第 1 条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) <u>第 3 条中美瑛町税条例第 2 4 条の改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日</u></p>
<p>(5) <u>第 3 条_____及び附則第 8 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日</u></p>	<p>(5) <u>第 3 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 8 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日</u></p>
<p>第 2 条～第 3 条 【略】</p> <p>第 4 条 削除</p>	<p>第 2 条～第 3 条 【略】</p> <p>第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例第 2 4 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 5 条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第 9 号）の一部改正）

新	旧
<hr/> <hr/> <hr/>	令和 3 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 都市再生特別措置法の改正及び浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の固定資産に係る課税標準額の特例措置が創設されたことに伴う条項及び条文の整備
- (2) 中小事業者等が所有する事業用家屋の都市計画税の軽減措置
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する規定を追加する。
- (3) その他地方税法の改正等に伴う条項及び条文の整備

3 施行期日

第1条 公布の日から施行する。

第2条 令和3年1月1日

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号））

新	旧
<p>第 1 条 【略】 （納税義務者等）</p> <p>第 2 条 【略】</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項</u>）の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第 3 4 3 条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4 【略】</p> <p>第 3 条～第 6 条 【略】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～2 【略】</p> <hr/> <p style="text-align: center;">（法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 9 項の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 1 5 条第 3 9 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 7 項の条例で定める割合）</p>	<p>第 1 条 【略】 （納税義務者等）</p> <p>第 2 条 【略】</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項</u>）の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第 3 4 3 条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4 【略】</p> <p>第 3 条～第 6 条 【略】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～2 【略】 （法附則第 1 5 条第 4 0 項の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第 1 5 条第 4 0 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 1 5 条第 4 4 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 1 5 条第 4 5 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号））

新	旧
<p>5 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>6 【略】 （宅地等に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>7 宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3</p>	<p>6 【略】 （宅地等に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>7 宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 9 項を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号））

新	旧
<p>（第 1 8 項を除く。）又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 第 2 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は 附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）</p>	<p>（第 1 9 項を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 第 2 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 9 項を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 9 項を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号））

新	旧
<p>を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（<u>第 1 8 項</u>を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1 2 農地に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（<u>第 1 8 項</u>を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を</p>	<p>を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（<u>第 1 9 項</u>を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1 2 農地に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（<u>第 1 9 項</u>を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号））

新	旧
<p>超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; margin: 10px auto; text-align: center;">【略】</div> <p>1 3 【略】</p> <p>1 4 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 8 項から第 2 2 項まで、<u>第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項から第 4 4 項まで、第 4 7 項若しくは第 4 8 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 1 条」とする。</p> <p>1 5 【略】</p>	<p>超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; margin: 10px auto; text-align: center;">【略】</div> <p>1 3 【略】</p> <p>1 4 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 8 項、<u>第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 4 項」とあるのは「若しくは第 3 4 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで_____」とする。</p> <p>1 5 【略】</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 2 条による改正（美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号））

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～13 【略】</p> <p>14 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。</p> <p>15 【略】</p>	<p>附 則</p> <p>1～13 【略】</p> <p>14 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 6 1 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 6 1 条」とする。</p> <p>15 【略】</p>

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、次の改正を行う。（第9条第2項の改正）

- （1）当該法律名が改正されたことに伴い、条文の整備を行うもの。
- （2）条項ずれが生じたため、条文の整備を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新	旧
<p>第 1 条～第 8 条 【略】 (書面審理)</p> <p>第 9 条 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成 1 4 年法律第 1 5 1 号) <u>第 6 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がなされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>第 1 0 条～第 1 7 条 【略】</p>	<p>第 1 条～第 8 条 【略】 (書面審理)</p> <p>第 9 条 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成 1 4 年法律第 1 5 1 号) <u>第 3 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がなされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>第 1 0 条～第 1 7 条 【略】</p>

美瑛町手数料徴収条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令
和2年政令第163号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

また、北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（令和2年北海道条例
第53号）の施行に伴い、あわせて本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- （1）個人番号の通知カードが廃止されることとなったため、通知カードの再
交付に係る手数料の規定を削除する。（別表の15の項の削除）
- （2）北海道より権限移譲を受けている都市計画法に係る開発行為許可等の手
数料について、北海道建設部手数料条例の規定にあわせて改正する。（別表
の33から37の項及び39の項の改正）

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 別表（第2条関係）			第1条～第7条 【略】 別表（第2条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
1～14 【略】			1～14 【略】		
15 個人番号カードの再交付	1枚につき	800円	15 通知カードの再交付	1枚につき	500円
16～31 【略】			16 個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
32 開発行為許可申請 (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>49,000円</u> 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>96,000円</u> 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>140,000円</u> 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>190,000円</u> 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>240,000円</u>		32 開発行為許可申請 (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>52,900円</u> 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>99,500円</u> 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>146,200円</u> 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>192,800円</u> 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>239,400円</u>	

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>330,000円</u></p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>72,000円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>130,000円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>220,000円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>290,000円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>370,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>520,000円</u></p> <p>(3) その他の開発行為</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>210,000円</u></p>	<p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>335,200円</u></p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>76,200円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>136,800円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>220,800円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>295,400円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>370,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>521,800円</u></p> <p>(3) その他の開発行為</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>216,100円</u></p>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	<p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>280,000円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>420,000円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>550,000円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>710,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき</p> <p>1件につき <u>940,000円</u></p>		<p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>286,000円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>425,900円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>556,500円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>715,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき</p> <p>1件につき <u>950,700円</u></p>
<p><u>3.3</u> 開発行為変更許可申請</p> <p>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更（(4)に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>940,000円</u>を超えるときは、<u>940,000円</u>とする。</p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>1,200円</u></p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>2,600円</u></p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール</p>	<p><u>3.4</u> 開発行為変更許可申請</p> <p>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更（(4)に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>950,700円</u>を超えるときは、<u>950,700円</u>とする。</p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>1,600円</u></p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>1件につき <u>3,000円</u></p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール</p>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>4,900円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>9,600円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>14,000円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>19,000円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>24,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>33,000円</u></p> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更（(5)に掲げるものを除く。） 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>1,700円</u></p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>3,500円</u></p>	<p>以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>5,300円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>10,000円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>14,600円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>19,300円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>23,900円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>33,500円</u></p> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更（(5)に掲げるものを除く。） 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>2,000円</u></p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>3,900円</u></p>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>7,200円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>13,000円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>22,000円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>29,000円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>37,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>52,000円</u></p> <p>(3) その他の開発行為に関する設計の変更 ((6) に掲げるものを除く。)</p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>9,600円</u></p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>14,000円</u></p>	<p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>7,600円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>13,700円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>22,100円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>29,500円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>37,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>52,200円</u></p> <p>(3) その他の開発行為に関する設計の変更 ((6) に掲げるものを除く。)</p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>10,000円</u></p> <p>開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>14,600円</u></p>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>21,000円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>28,000円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>42,000円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>55,000円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>71,000円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>94,000円</u></p> <p>(4) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。) 新たに編入される開発区域の面積(以下「編入面積」という。)が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>編入面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>25,000円</u></p>	<p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>21,600円</u></p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>28,600円</u></p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>42,600円</u></p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>55,600円</u></p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>71,500円</u></p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>95,100円</u></p> <p>(4) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。) 新たに編入される開発区域の面積(以下「編入面積」という。)が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>13,000円</u></p> <p>編入面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>27,000円</u></p>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>編入面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>48,000円</u></p> <p>編入面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>94,000円</u></p> <p>編入面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>140,000円</u></p> <p>編入面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>190,000円</u></p> <p>編入面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>230,000円</u></p> <p>編入面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>330,000円</u></p> <p>(5) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)</p> <p>編入面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>15,000円</u></p> <p>編入面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>34,000円</u></p>	<p>編入面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>50,300円</u></p> <p>編入面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>97,000円</u></p> <p>編入面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>143,600円</u></p> <p>編入面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>190,200円</u></p> <p>編入面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>236,800円</u></p> <p>編入面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>330,100円</u></p> <p>(5) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)</p> <p>編入面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>17,700円</u></p> <p>編入面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>36,300円</u></p>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>編入面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>71,000円</u></p> <p>編入面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>130,000円</u></p> <p>編入面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>220,000円</u></p> <p>編入面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>290,000円</u></p> <p>編入面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>360,000円</u></p> <p>編入面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>510,000円</u></p> <p>(6) その他の目的で行う開発行為に関する新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)</p> <p>編入面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>94,000円</u></p> <p>編入面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>140,000円</u></p>	<p>編入面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>73,600円</u></p> <p>編入面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>134,300円</u></p> <p>編入面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>218,200円</u></p> <p>編入面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>292,800円</u></p> <p>編入面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>367,400円</u></p> <p>編入面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>516,600円</u></p> <p>(6) その他の目的で行う開発行為に関する新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)</p> <p>編入面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>97,000円</u></p> <p>編入面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>143,600円</u></p>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	<p>編入面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>210,000円</u></p> <p>編入面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>280,000円</u></p> <p>編入面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>420,000円</u></p> <p>編入面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>550,000円</u></p> <p>編入面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>710,000円</u></p> <p>編入面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>940,000円</u></p> <p>(7) その他の変更 1件につき <u>11,000円</u></p>		<p>編入面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>213,500円</u></p> <p>編入面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき <u>283,500円</u></p> <p>編入面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき <u>423,300円</u></p> <p>編入面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき <u>553,900円</u></p> <p>編入面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき <u>712,400円</u></p> <p>編入面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき <u>945,600円</u></p> <p>(7) その他の変更 1件につき <u>11,900円</u></p>
<u>3.4</u> 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請	1件につき <u>50,000円</u>	<u>3.5</u> 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請	1件につき <u>52,700円</u>
<u>3.5</u> 予定建築物等以外の建築等許可申請	1件につき <u>29,000円</u>	<u>3.6</u> 予定建築物等以外の建築等許可申請	1件につき <u>31,700円</u>

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新		旧																	
<table border="1"> <tr> <td>36 開発許可を受けた地位の承継承認申請 (1) ~ (2) 【略】 (3) その他のとき</td> <td>1件につき <u>19,000円</u></td> </tr> <tr> <td>37 【略】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 都市計画法適合証の交付</td> <td>1件につき <u>4,700円</u></td> </tr> <tr> <td>39~40 【略】</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 【略】</p>	36 開発許可を受けた地位の承継承認申請 (1) ~ (2) 【略】 (3) その他のとき	1件につき <u>19,000円</u>	37 【略】		38 都市計画法適合証の交付	1件につき <u>4,700円</u>	39~40 【略】			<table border="1"> <tr> <td>37 開発許可を受けた地位の承継承認申請 (1) ~ (2) 【略】 (3) その他のとき</td> <td>1件につき <u>18,700円</u></td> </tr> <tr> <td>38 【略】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>39 都市計画法適合証の交付</td> <td>1件につき <u>4,660円</u></td> </tr> <tr> <td>40~41 【略】</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 【略】</p>	37 開発許可を受けた地位の承継承認申請 (1) ~ (2) 【略】 (3) その他のとき	1件につき <u>18,700円</u>	38 【略】		39 都市計画法適合証の交付	1件につき <u>4,660円</u>	40~41 【略】		
36 開発許可を受けた地位の承継承認申請 (1) ~ (2) 【略】 (3) その他のとき	1件につき <u>19,000円</u>																		
37 【略】																			
38 都市計画法適合証の交付	1件につき <u>4,700円</u>																		
39~40 【略】																			
37 開発許可を受けた地位の承継承認申請 (1) ~ (2) 【略】 (3) その他のとき	1件につき <u>18,700円</u>																		
38 【略】																			
39 都市計画法適合証の交付	1件につき <u>4,660円</u>																		
40~41 【略】																			

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号。以下「府令」という。）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

町の認可を受けた特定地域型保育事業者は、保育の提供の終了に際して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、受入先となる連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）を確保しなければならないことが第42条第1項第3号で規定されているが、町が引き続き必要な教育・保育を提供できるよう必要な措置を講じているときは、この規定を適用しないこととすることができると府令に規定されたため、第42条第4項及び第5項を改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第 1 条～第 4 1 条 【略】 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 4 2 条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <hr/> <p>(1) 町長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p>	<p>第 1 条～第 4 1 条 【略】 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 4 2 条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 町長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>5 前項 _____ の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>6～9 【略】 第43条～第53条 【略】</p>	<p>6～9 【略】 第43条～第53条 【略】</p>

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号。以下「省令」という。）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 町の認可を受けた家庭的保育事業者は、保育の提供の終了に際して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、受入先となる連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）を確保しなければならないことが第6条第1項で規定されているが、町が引き続き必要な教育・保育を提供できるよう必要な措置を講じているときは、この規定を適用しないこととすることができるため、第6条第4項及び第5項を改正する。
- (2) 児童福祉法の改正に伴い条項ずれが生じたため、第23条第2項第2号を改正する。
- (3) 第37条第4号に規定する保育の条件として、「保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第 1 条～第 5 条 【略】 (保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <hr/> <p>(1) 町長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>第 7 条～第 2 2 条 【略】 (職員)</p> <p>第 2 3 条 【略】</p> <p>2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保</p>	<p>第 1 条～第 5 条 【略】 (保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 町長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <hr/> <p>5 前項_____の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>第 7 条～第 2 2 条 【略】 (職員)</p> <p>第 2 3 条 【略】</p> <p>2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 8 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 【略】</p> <p>第24条～第36条 【略】 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p> <p>第38条～第49条 【略】</p>	<p>育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 【略】</p> <p>第24条～第36条 【略】 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合</p> <hr/> <p>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p> <p>第38条～第49条 【略】</p>

美瑛町へき地保育所条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

平成30年度から休所している美馬牛へき地保育所は、今後保育を再開する見込みがなく、閉所について地域との協議が整ったことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

第2条の表中「美瑛町立美馬牛へき地保育所」の項を削除する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町へき地保育所条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧																																																						
<p>第1条 【略】 (名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 へき地保育所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立旭へき地保育所</td> <td>美瑛町字旭</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立朗根内へき地保育所</td> <td>美瑛町字朗根内</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美沢へき地保育所</td> <td>美瑛町字美沢</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立下字莫別へき地保育所</td> <td>美瑛町字下字莫別</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美田へき地保育所</td> <td>美瑛町字美田</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立ルベシベへき地保育所</td> <td>美瑛町字溜辺薬</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立置杵牛へき地保育所</td> <td>美瑛町字置杵牛</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第14条 【略】</p>	名 称	位 置	入所定員	美瑛町立旭へき地保育所	美瑛町字旭	30名	美瑛町立朗根内へき地保育所	美瑛町字朗根内	30名	_____	_____	_____	美瑛町立美沢へき地保育所	美瑛町字美沢	30名	美瑛町立下字莫別へき地保育所	美瑛町字下字莫別	30名	美瑛町立美田へき地保育所	美瑛町字美田	30名	美瑛町立ルベシベへき地保育所	美瑛町字溜辺薬	30名	美瑛町立置杵牛へき地保育所	美瑛町字置杵牛	30名	<p>第1条 【略】 (名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 へき地保育所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立旭へき地保育所</td> <td>美瑛町字旭</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立朗根内へき地保育所</td> <td>美瑛町字朗根内</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美馬牛へき地保育所</td> <td>美瑛町美馬牛北3 丁目4番4号</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美沢へき地保育所</td> <td>美瑛町字美沢</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立下字莫別へき地保育所</td> <td>美瑛町字下字莫別</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美田へき地保育所</td> <td>美瑛町字美田</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立ルベシベへき地保育所</td> <td>美瑛町字溜辺薬</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立置杵牛へき地保育所</td> <td>美瑛町字置杵牛</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第14条 【略】</p>	名 称	位 置	入所定員	美瑛町立旭へき地保育所	美瑛町字旭	30名	美瑛町立朗根内へき地保育所	美瑛町字朗根内	30名	美瑛町立美馬牛へき地保育所	美瑛町美馬牛北3 丁目4番4号	30名	美瑛町立美沢へき地保育所	美瑛町字美沢	30名	美瑛町立下字莫別へき地保育所	美瑛町字下字莫別	30名	美瑛町立美田へき地保育所	美瑛町字美田	30名	美瑛町立ルベシベへき地保育所	美瑛町字溜辺薬	30名	美瑛町立置杵牛へき地保育所	美瑛町字置杵牛	30名
名 称	位 置	入所定員																																																					
美瑛町立旭へき地保育所	美瑛町字旭	30名																																																					
美瑛町立朗根内へき地保育所	美瑛町字朗根内	30名																																																					
_____	_____	_____																																																					
美瑛町立美沢へき地保育所	美瑛町字美沢	30名																																																					
美瑛町立下字莫別へき地保育所	美瑛町字下字莫別	30名																																																					
美瑛町立美田へき地保育所	美瑛町字美田	30名																																																					
美瑛町立ルベシベへき地保育所	美瑛町字溜辺薬	30名																																																					
美瑛町立置杵牛へき地保育所	美瑛町字置杵牛	30名																																																					
名 称	位 置	入所定員																																																					
美瑛町立旭へき地保育所	美瑛町字旭	30名																																																					
美瑛町立朗根内へき地保育所	美瑛町字朗根内	30名																																																					
美瑛町立美馬牛へき地保育所	美瑛町美馬牛北3 丁目4番4号	30名																																																					
美瑛町立美沢へき地保育所	美瑛町字美沢	30名																																																					
美瑛町立下字莫別へき地保育所	美瑛町字下字莫別	30名																																																					
美瑛町立美田へき地保育所	美瑛町字美田	30名																																																					
美瑛町立ルベシベへき地保育所	美瑛町字溜辺薬	30名																																																					
美瑛町立置杵牛へき地保育所	美瑛町字置杵牛	30名																																																					

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

放課後児童支援員認定資格研修について、中核市の長も実施することができることになったため、第10条第3項に当該規定を追加する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和2年6月18日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第9条 【略】 (職員)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) 【略】</p> <p>4～5 【略】</p> <p>第11条～第22条 【略】</p>	<p>第1条～第9条 【略】 (職員)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) 【略】</p> <p>4～5 【略】</p> <p>第11条～第22条 【略】</p>